



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 アンドール株式会社
代表者名 代表取締役社長 笹淵 裕司
(コード4640 東証JASDAQ)
問 合 せ 先 管理部長 田中 定行
電 話 番 号 03-3243-1711

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成27年3月25日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本年6月24日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等変更を行うものです。

また改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部変更を行います。

2. 日程

株主総会開催日 (予定) 平成27年6月24日 (水)

定款変更の効力発生日 平成27年6月24日 (水)

3. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>監査役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 1 8 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役は<u>1 2</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 2 0 条 当社の取締役は株主総会において選任する。</p> <p style="margin-left: 2em;">2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p style="margin-left: 2em;">3. 当社の取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 1 8 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役<u>(監査等委員である者は除く。)</u>は<u>1 2</u>名以内とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">2. <u>当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 2 0 条 当社の取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p style="margin-left: 2em;">3. 当社の取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 2 1 条 取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">2. 補欠または増員として選任された取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、<u>在任取締役 (監査等委員である者を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 2 2 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 3 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。</p> <p>第 2 4 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 2 5 条 取締役の全員が決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 2 6 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 2 2 条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 3 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。</p> <p>第 2 4 条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 2 5 条 取締役の全員が決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし<u>監査等委員である取締役</u>が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 2 6 条 代表取締役は、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から</u>取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名をする。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名をする。</p> <p>第28条 (現行通り)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(<u>監査等委員会</u>)</p> <p><u>第31条 監査等委員会は監査等委員をもって組織する。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会は法令または定款に定める事項のほか監査等委員の職務執行に関する事項を定める。ただし、監査等委員の権限行使を妨げることはできない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 3 2 条</u> 監査等委員会の招集通知は、 会日の3日前までに各監査等 委員会に対して発する。ただし、 緊急の場合はこれを短縮する ことができる。 2. 監査等委員全員の同意があ るときは、招集の手続きを経 ないで監査等委員会を開催す ることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 3 3 条</u> 監査等委員会の決議は、法 令に別段の定めがある場合を 除き、監査等委員の過半数を もってこれを行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 3 4 条</u> 監査等委員会における議事 の経過の要領およびその結果 ならびにその他法令に定める 事項については、これを議事 録に記載または記録し、出席 した監査等委員が記名押印す る。 2. 監査等委員会の議事録は決 議の日から10年間本店に置 く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 3 5 条</u> 監査等委員会に関する事 項は、法令または定款に定め るもののほか、監査等委員会 において定める監査等委員会 規程による。</p>
<p><u>(監査役の員数)</u> <u>第 3 1 条</u> 当社の監査役は5名以内 とする。</p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役の選任方法)</u> <u>第 3 2 条</u> 監査役は株主総会の決議に よって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決 権を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議 決権の過半数をもって行なう。</p>	<p><u>(削 除)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u> 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(報酬等)</u> 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時は、これを短縮することができる。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数で行う。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会規則)</u> 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定す</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>る契約を締結することができ</u> <u>る。ただし、当該契約に基づ</u> <u>く責任の限度額は、法令が規</u> <u>定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第<u>40</u>条～第<u>44</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>36</u>条～第<u>40</u>条（条文通り）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>（社外監査役の責任免除に関する経過措</u> <u>置）</u></p> <p><u>当社は、第43回定時株主総会に</u> <u>おいて決議された定款一部変更の効力</u> <u>発生時以前の行為に関し、会社法第4</u> <u>27条第1項の規定により、任務を怠</u> <u>ったことによる監査役（監査役であっ</u> <u>た者を含む。）の損害賠償責任を、法令</u> <u>の限度において、取締役会の決議によ</u> <u>って免除することができる。</u></p>

以 上